実践評価・実践研究系科目「模擬事例検討会(7月9日)」に向けた事例の提出要領

この研修では限られた時間を有効に活用するために、受講者全員に「事例の提出」を課しています。5月14日の研修内容等を参照の上、以下の要領で6月12日(月)までに作成し、事務局に提出してください。

- *事例の記載様式は、別途、添付したファイルの通りです。(Word版・Excel版を添付しています)
- *他県と様式が異なります。<u>他県の会員が愛知県にて受講する場合は、愛知県士会の事務局にご相談ください</u>。 (他県会員の方は、所属県士会で配布されている書式でも構いません)
- *愛知県の会員で、他県にてこの科目を受講される方は、受講する県の指示に従って提出ください。

課 題(5月14日の研修終了時にも説明します)

ご自身の実践事例を1つ取り上げ、次に掲げる項目について、様式の別紙①②③④にまとめてください。 事例は、基礎研修Ⅲの「実践事例演習Ⅱ(ソーシャルワーク理論系科目)」で使用する(した)事例でも構いません。 事例をまとめるにあたっては、利用者のプライバシー等に関して一定の倫理的配慮をお願いします。

*実践現場をもたない人は、ご自身で判断して、別途添付した『社会福祉士』掲載の実践報告(山田論文)を通読し、 この事例を自分が担当した想定で、事例記載様式に落としたものを提出してください。

別紙① 事例の「フェイスシート」の内容を記載してください。

- ・「<u>事例タイトル」「氏名・年齢・住所」「相談内容」「家族構成」「生活状況」「生活歴」など</u>A4サイズ1枚程度にま とめてください。
- ・キーワード(5つ)は、「認知症」「独居」「児童虐待」「発達障害」等、提出事例の特徴をあらわすものとしてくだ さい。

別紙② 事例の「支援体制」「生活歴」を記載してください。

*別紙①②の内容は、指定の様式で書きにくければ、事例を把握しやすいように任意に設定しても構いません。

別紙③ 事例の「経過記録」に当たる内容を記載してください。

- ・記載量は A4 サイズ 3 ~4 枚程度とし、事例の経過が分かるように援助内容等を抽出(抜粋)して作成してください。(5月14日の模擬事例の様式やテキストの「猫村さんの事例」などを参考にしてください)
- ・時系列に「本人の状況・変化」「援助者の働きかけ」「分析・考察・所感」を簡潔に記載してください。

別紙④ 事例の「全体所感・検討課題等」にあたる内容を記載してください。

- *様式の別紙①~④すべて口頭で説明した場合、30分程度の範囲に収まるような記載量にしてください。
- *手書きでも結構ですが、その場合はPDFに変換してご提出ください。
- *参加者全員に提出していただきますが、研修当日(7月9日)に採用する事例は、数事例に限られます。あらかじめ ご了承ください。
- *提出事例のデータは、終了後に事務局で破棄します。研修当日に使用した他の方の事例は、秘密保持の観点から、 終了後、各自で必ず適切に廃棄してください。

以上の件について、ご不明な点は早めに事務局までご相談ください。

- ●参考文献:事例をまとめるにあたって、改めて勉強したい方は以下の文献を参照ください。 岩間伸之著『援助を深める事例研究の方法(第2版)』ミネルヴァ書房 P161~184 2000円 奥川幸子著『身体知と言語』中央法規出版 P598~614 3200円 京都府介護支援専門員会編『主任介護支援専門員ハンドブック』中央法規 P144~165 3000円
- ●事例検討会の運営等については以下の資料が参考になります。 渡部律子編著『気づきの事例検討会』中央法規出版 2800円 宮口幸治著 『ケース検討会 ハンドブック』東洋館出版社 2200円(新刊)

参考 このスタイルの事例検討会での提出事例のまとめ方(例示)

①フェイスシート

検討メンバーが事例の全体像を把握するために必要な内容をフォームに沿って書く。周知の通り、フェイスシートは、大まかな情報を要領よく短時間に相手に伝えるために有効である。しかし、フォームに沿って機械的に情報を埋めるだけで良いか。他にこの事例の理解に必要な項目がないか等は、事例提供者が自ら判断する。

項目に不足があれば「特記事項」に書く。利用者名・事業者名にはイニシャルは用いず、記載順(登場順)にA・B・C・・・とする。

事例には「タイトル」をつける。それによって、提供者がその事例をどのように捉え、何をテーマや問題にして援助してきたかが見えてくる。また、「事例の提出理由」を添えることは、事例検討会に先立ち、事例提供者自身が問題意識を整理し、事例検討会に臨むにあたってのモチベーションを高めるのに役立つ。

提出理由が書いてあると検討メンバーにも事例提供者の「思い」が伝わりやすく、また事例の共有化に有効である。「提出理由」が明確である事例ほど、論点(=検討課題)も端的でわかりやすいものとなる。ここにサマリー(要約)のような内容を書いてしまうと長文(冗長)になり、わかりにくいので、「○○だから」「△△のため」等と簡潔に書く。

②事例の経過記録

1) 利用者本人もしくは利用者を取り巻く周辺環境の状況 <対象者の客観的変化をまとめる> 左欄

この部分は、クラエントの様子や変化を軸に記載する。その際、単に時系列に抜き出すのではなく、事例の「流れ」や「起伏」を踏まえながら、事例の経過(変化)の中で、どの期間、どの場面を取り上げると検討メンバーに援助経過を理解してもらえるか等を考えながら抜き出す。

なお、援助対象には利用者本人だけでなく、本人を取り巻く環境も含まれる。つまり、必要に応じて家族等の状況描写、サービス事業者(担当者)の状況描写、インフォーマルなサポートの描写があっても良い。ここは「事実経過」を書くところなので、分析調や評価的な記述は要らない。

2)援助者の働きかけ 〈事例提供者の介入の事実をまとめる〉 中欄

上記1)の利用者の客観的状況・変化を基軸としながら、援助者である事例提供者の働きかけ(介入、言動等)の 実際を記載する。働きかけには援助者の具体的な言動が含まれるので、必要に応じて「逐語」で記載してあると事 例にリアリティが出てくる場合がある。

ここも1)と同様に基本的に働きかけの「事実」を中心に書く。

3) 分析・考察・所感 <その時々の援助者の見解をまとめる> 右欄

援助者の働きかけの背景にある意図(ねらい)や根拠、その時々でのクライエントやクライエントの言動等に対する援助者としての分析・考察等を書く。自分自身の戸惑いや反省等が書かれていても良い。1)・2)に事実を書くのに対して、3)では分析・考察等を書く。

例:こういう意図で介入した、この時のクライエントの言動をこう捉えた、この時の状況をこう分析した等

③全体所感等の記載

1) 事例をまとめてみて気づいたこと

事例提供者として既存の記録・書類を読み返し、検討会用の事例としてまとめる過程で、この事例への自分自身の関わり方(アセスメントや介入、チームや行政、他職種への働きかけ)、クライエントやクラエントを取り巻く環境の捉え方等について、あらためて何らかの「気づき」を得たり、見えなかったものが見えてきたりすることがある。そうしたものをできるだけ内省的かつ率直に書くことを求めている。

2) 検討課題

提供事例について、事例検討会の席上で、皆で検討したいと思っていること(検討課題・論点)は何かを書く。援助の方針や総括、反省点を列挙するのではなく、あくまでも事例提供者として検討会の席上で検討したいこと、事例に引き付けて、この点について意見交換がしたい(解決したい、方向性を見出したい、ヒントを得たい等)ということを簡潔に3項目ほど箇条書きする。

ここが提供事例にまつわる課題や事例提供者の問題意識(動機)と整合していないと、一般論的なものになって しまうため、絞り込みが必要である。

4)その他

1) 事例の選択

このスタイルの事例検討会は、現在進行形の事例でも、終結事例でも、事例の振り返りを主たる目的とするため、 事例提供者にそうしたモチベーションがあるものを選択するのが望ましい。

いわゆる成功事例から教訓を導き、皆で共有するという学び方もあるが、このスタイルの検討会の事例としては ふさわしくない。また、援助過程に事例提供者が直接関わっていないような事例も、深い内省に迫れないため、あ まりふさわしくない。つまり、何らかの「引っ掛かり」や「もやもや」を伴う事例を題材にした方がよい。

2) 生活歴の取り扱い

生活歴の大部分は、プライバシー情報である。近年、個人情報保護等の観点から、従来から行われている事例を匿名化するという操作以上に、情報を秘匿しながら事例検討会等を行うような風潮がある。

しかしながら、事例が活字等になって世間一般に出回るのとは異なり、検討会の席上では、倫理観を持った(はずの)限られたメンバーの中で事例が共有される。多くの情報を秘匿した状態では、事例の共有、アセスメントの共有ができず、クライエントの実像、地域の実態を踏まえた臨場感のある検討会にはなりにくい。

ソーシャルワークでは、古くからクライエントの生活歴に着目しながらクライエントの「今」を理解しようとしてきた。確かに、近年は、解決志向アプローチやブリーフセラピー等が好まれ、過去よりもこれから(未来)に向けたアプローチが重視されている面もある。しかし、未来志向には、現状のアセスメントを疎かにしてしまう面(弱点)もある。

実際、生活歴を聞き取るのは面倒だし、時間もかかる。クライエントの話の中には嘘もあるかもしれない。しかしながら、援助者側がプライバシー保護を重視しすぎて個々のクライエントの生活歴を含めた個別の事情(私生活を含む)に立ち入らないと、クライエントの実像がつかめないまま支援が展開してしまう場合がある。生活歴を含めたプライバシー情報は、アセスメントに必要だという認識は、事例検討に際しても重要であろう。